

【第5号議案】

規約一部改正（案）

I. 第16条2項「評議員会は1年に4回開催し、…」を「評議員会は1年に2回以上開催する。」に改める。

【改正理由】

現行規約にもとづく機関運営では、定期大会と評議員会4回、臨時大会で、年6回の機関会議となり、規約にもとづく機関運営をおこなおうとすると無理が生じます。「1年に2回以上」とすることが現状では妥当なため。

II. 第24条（専門部）を新設する。

第24条（専門部）

1. 愛労連の業務を能率的かつ専門的に処理するため、専門部をおくことができる。
2. 専門部の組織等については評議員会が定める。

【改正理由】

現状では、総務部、財政部、調査・政策部、教育・文化・宣伝部、組織部、国民運動部、の6専門部を設けています。これは、結成大会で確認された「運営の基本と執行機関」にもとづいて決められたものです。しかし、専門部については現行規約および諸規則に位置づけられていないので、規約に位置づけることが妥当なため。

この規約は、1991年9月29日から施行する。

新旧対照表

現行規約	改正案
<p>第16条（評議員会）</p> <p>2. 評議員会は1年に4回開催し、幹事会が必要と認めた場合には臨時に開催する。</p>	<p>第16条（評議員会）</p> <p>2. 評議員会は1年に2回以上開催する。</p> <p>（新設）</p> <p>第24条（専門部）</p> <p>1. 愛労連の業務を能率的かつ専門的に処理するため、専門部をおくことができる。</p> <p>2. 専門部の組織等については評議員会が定める。</p> <p>附則</p> <p>（1991年9月29日改正）</p> <p>この規約は、1991年9月29日から施行する。</p>